

令和4年度ふぐ処理師試験実施案内

このことについて、次のとおり実施いたしますので、内容を十分に御確認の上、受験手続を行ってください。

1 試験年月日

令和5年2月9日（木）

2 試験会場

徳島市沖浜東2-16 ふれあい健康館

3 受験手続

受付期間	令和5年1月10日（火）から令和5年1月20日（金）まで（土、日は除く）
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出書類	次に掲げる書類に必要事項を記入の上、提出すること。 （1）ふぐ処理師試験受験願書（様式第2号） （2）写真（縦3.0cm 横2.4cm 出願前6か月以内に無帽、無背景で上半身を正面から撮影し、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （3）手数料15,000円（徳島県収入証紙で納入すること。）
提出場所	一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話 088-621-2219） 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内 （郵送の場合、令和5年1月20日（金）までの消印のある場合は有効） *なお、令和5年1月10日（火）に開催されるふぐ処理師免許に係る講習の会場においても受験願書を受け付けますので、講習会場で出願を行う場合、上記の提出書類を持参してください。

<留意事項>

- ・徳島県収入証紙は、徳島県内の食品衛生協会（東部保健福祉局及び各総合県民局等の保健所庁舎にあります。）、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗及び県庁地下1階の売店等で購入することができます。
- ・徳島県収入証紙は、収入印紙ではありませんので、ご注意ください。
- ・徳島県収入証紙には、消印をしないでください。
- ・受付をした願書等の提出書類及び手数料は、出願を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも返還いたしません。
- ・受験票は、試験の1週間程前には郵送する予定ですが、送付先が願書記入の住所と異なる場合は、その旨申し出てください。
- ・提出していただいた書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります。

4 試験科目

試験区分	試験科目	内 容
学科試験	水産食品の衛生に関する知識	水産食品に関する法令及び衛生に関する一般知識について
	ふぐに関する一般知識	ふぐの種類、臓器の種類、毒性、生体、処理に関する知識及びふぐ毒に関する食中毒の防止対策等について
実技試験	ふぐの種類鑑別	ふぐの種類鑑別について
	ふぐの処理の技術及び有毒部位の鑑別	処理の技術及び臓器鑑別並びに毒性鑑別等について

5 試験時間等

	時 間	所要時間	場 所
受 付	9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0	3 0 分	2 階第 1 会議室
受験上の注意事項等説明	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 0	1 0 分	
学 科 試 験	1 0 : 1 0 ~ 1 1 : 1 0	6 0 分	
実 技 試 験 ①	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	1 人 5 分	2 階調理実習室
休 憩			
実 技 試 験 ②	1 3 : 0 0 ~	1 人 4 0 分	2 階調理実習室

6 試験当日受験者が持参するもの

受験票、筆記用具、包丁、まな板、ふきん、前掛け・白衣等（ふぐ処理の実技に適した服装）

7 合格者の発表

合格者の受験番号を令和5年2月20日（月）午前9時に県庁の西側掲示板及び県ホームページに掲示するほか、本人に郵便で通知します。

8 得点の開示

希望者（受験者本人に限ります。）に対し、総合得点及び科目別得点を開示します。

開示期間：合格発表から1月以内

開示場所：徳島県危機管理環境部消費者暮らし安全局安全衛生課

（電話による開示は受け付けません。）

必要書類：受験票及び身分証明書

9 受験にあたっての注意事項

- (1) 遅刻等で受験できなかった場合も手数料は返還いたしません。事前に受付時間、試験会場の場所等を十分に御確認の上、お越してください。
- (2) 受験者が多い場合等には、別に試験日を設けることがありますので御了承ください。
- (3) 受験場所等について変更がある場合は、個別にご連絡させていただきます。
- (4) ふぐの処理師免許の申請をするには、本試験で合格するほか、知事が定めるふぐ処理師に係る講習を受けなければなりません。

令和4年度の講習は、令和5年1月10日（火）に行われますので、徳島県ホームページ等で講習の案内を御確認の上、受講申込してください。（受講申込は令和4年12月1日（木）から令和4年12月15日（木）まで。）

10 試験に関する問合せ先

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話 088-621-2229）
一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話 088-621-2219）